

松戸市新焼却施設整備事業

基本協定書(案)

令和8年1月

松戸市

松戸市新焼却施設整備事業
基本協定書

松戸市新焼却施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、松戸市（以下「発注者」という。）と、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループの各構成企業（以下総称して「落札者」といい、個別に「構成企業」といい、そのうち、末尾記名捺印欄に「設計・建設企業」「運営・維持管理企業」として記名捺印した当事者をそれぞれ「設計・建設企業」「運営・維持管理企業」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的と用語）

- 第1条 本協定は、本事業に関し、落札者が本事業の入札手続における落札者として決定されたことを確認し、発注者と落札者及び落札者の設立する特別目的会社（以下「ＳＰＣ」といい、落札者とＳＰＣを総称して「事業者」という。）の間において、本事業に係る設計・建設業務及び運営・維持管理業務の一括発注に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という。）並びに当該各業務の詳細について定める各契約（基本契約と併せて以下「特定事業契約」という。）を締結することを目的として、それに向けての発注者及び落札者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本協定において使用されている用語は、本協定において別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、本事業の入札手続に係る入札説明書に定義された意味を有するものとする。

（当事者の義務）

- 第2条 発注者及び落札者は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 落札者は、特定事業契約の締結のための協議において、本事業の入札手続における発注者及び「松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会」の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（ＳＰＣの設立）

- 第3条 落札者は、第5条第1項の定めるところに従って特定事業契約の仮契約を締結するまでに、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）上の株式会社である取締役会設置会社、監査役設置会社、かつ、株券不発行会社として、本事業に係る運営・維持管理業務の実施のみを目的とし、決算期を3月末日とするＳＰＣを本事業において整備される各施設（以下総称して「本施設」という。）以外の松戸市内のいづれかに設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書を発注者に提出し、ＳＰＣをして定款の原本証

明付写しを発注者に提出させるものとする。落札者は、S P Cの本店所在地が変更される場合、S P Cをして、発注者に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、落札者は、本協定の終了に至るまで、S P Cをして、松戸市以外の土地に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

- 2 S P Cの株式は譲渡制限株式の1種類とし、落札者は、S P Cの定款に会社法第107条第2項第1号の定めを規定し、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。
- 3 落札者は、S P Cへ出資する構成企業（以下「構成員」といい、構成員以外の構成企業を「協力企業」という。）をして、次の各号に定める事項を遵守させるものとする。
 - (1) 本施設のうちの焼却施設のプラント設備の設計・建設を担当する設計・建設企業は構成員となるものとする。
 - (2) S P Cから本施設の運営・維持管理業務を直接受注する運営・維持管理企業は構成員となるものとする。
 - (3) 構成員以外の第三者の出資を認めないものとする。
 - (4) 代表企業の出資比率は、S P Cの出資者中最大とする。

(株式の譲渡等)

第4条 落札者は、本協定の終了に至るまで、S P C又は構成員が、次の各号に定める行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知させ、その承諾を得たうえで、これを行わせるものとする。

- (1) 構成員以外の者に対するS P Cの株式の譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 構成員以外の者による出資を認めることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
 - (3) 前各号のほか、前条第3項各号に定める事項のいずれかを遵守できなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資並びに構成員間でのS P Cの株式の譲渡、担保設定その他の処分
- 2 前項の定めるところに従って発注者の承諾を得て前項各号に定めるいずれかの行為を行った構成員は、自ら又はS P Cをして当該行為に係る相手方との間の契約書、変更後の定款の写しその他発注者が必要とする書面の写しを、当該行為後速やかに、当該相手方の作成に係る発注者が定める書式の誓約書を添えて発注者に対して提出するものとする。

(特定事業契約)

第5条 落札者は、発注者との間において、次の各号の定めるところに従って特定事業契約を締結せしめる。

- (1) 基本契約
落札者は、令和8年10月頃を目指として、発注者との間で基本契約の仮契約を自

ら締結しあつＳＰＣをして締結せしめる。

(2) 建設工事請負契約

落札者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、事業者提案に定める設計・建設企業をして発注者との間で建設工事請負契約の仮契約を締結せしめる。

(3) 運営・維持管理委託契約

落札者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、ＳＰＣをして発注者との間で運営・維持管理委託契約の仮契約を締結せしめる。

2 前項の仮契約は、建設工事請負契約の締結について松戸市議会の議決を得たときに特定事業契約は一体のものとして本契約としての効力を生ずるものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、特定事業契約に係る本契約の成立前に、次の各号に定めるいずれかに該当する場合（以下「デフォルト発生」という。）、発注者は、特定事業契約に關し、仮契約を締結せず、松戸市議会に対する建設工事請負契約の承認等に係る議案を提出せず又は特定事業契約の本契約を成立させないものとする。

(1) 本事業の入札手続に關して、構成企業の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合。

① 公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

② 構成企業（構成企業の役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(2) 構成企業の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合。

① 役員等（構成企業の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他經營に實質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

③ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用する

などしていると認められるとき。

- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 特定事業契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 構成企業が、①から⑤までのいずれかに該当する者を特定事業契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、発注者が構成企業に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、構成企業がこれに従わなかったとき。

4 落札者は、前項の定めに従うほか、次の各号の場合に応じて、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計金額の当該号に定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト発生により発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帯債務とする。

(1) 前項第1号に該当する場合

10分の2

(2) 前号に該当する場合以外の場合

10分の1（ただし、落札者が本事業に係る入札において、松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号）第127条の2に規定する調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は、10分の3とする。）

5 落札者は、発注者と事業者との基本契約の仮契約の締結と同時に、構成員をして、別紙1の書式による出資者保証書を作成させて発注者に提出させるものとする。

(準備行為)

第6条 特定事業契約の成立前であっても、落札者は、発注者の循環型社会形成推進交付金の申請支援を行うものとし、また、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行い又はSPCをして行わせることができるものとする。

2 落札者は、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果をSPCに承継する必要がある場合には、特定事業契約成立後速やかに必要な承継手続を講じるものとする。

(特定事業契約の不調)

第7条 事由の如何を問わず、特定事業契約の全部が成立に至らなかつた場合には、本協定

に別段の定めがない限り、既に発注者及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、特定事業契約の本契約成立日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約の全部が成立に至らなかつた場合には、特定事業契約の全部が成立に至り得ないことが確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第7条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第9条 発注者及び落札者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び落札者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者が守秘義務契約を締結した者に開示する場合
 - (5) 落札者がS P Cに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情

報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 落札者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 本協定に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、千葉地方裁判所松戸支部を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補足)

第11条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び落札者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和____年____月____日

(発注者)

(落札者) <代表企業／設計・建設企業>

[所在地]

[商 号]

<運営・維持管理企業>

[所在地]

[商 号]

別紙1（第5条関係）

令和____年____月____日

松戸市 御中

出資者保証書

松戸市新焼却施設整備事業（以下「本事業」という。）に関し、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループの構成企業である代表企業、_____、_____…（以下総称して「当社ら」という。）は、当社らが松戸市（以下「貴市」という。）及び（ＳＰＣ名）（以下「ＳＰＣ」という。）との間において本事業に係る設計・建設業務及び運営・維持管理業務の一括発注のために令和____年____月____日付で締結した本事業に係る基本事項について定める基本契約並びに本事業に係る設計・建設業務及び運営・維持管理業務の詳細について定める各契約（以下総称して「特定事業契約」という。）につき、本書の日付でもって、貴市に対して下記各項に定める事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。

記

- 1 SPCが、令和____年____月____日に、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）上の株式会社である取締役会設置会社、監査役設置会社、かつ、株券不発行会社として適法に松戸市に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在している。
- 2 SPCの株式は譲渡制限株式の1種類であり、SPCの定款には会社法第107条第2項第1号の定めがなされている。
- 3 SPCの発行済株式総数は、____株であり、そのすべてを、当社らが保有しており、____株は代表企業が、____株は____が、____株は____が、____株は____が保有している。
- 4 次の各号に定める行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を貴市に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとし、かつ、貴市の承諾を得て当該行為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る貴市が定める書式の誓約書、変更後の定款の写しその他貴市が必要とする書面を添えて貴市に対して提出すること、並びに、かかる手続による場合を除くほか、本事業が終了するときまで、SPCの株式の保有を取得時の保有割合で継続することを誓約する。
 - (1) 当社ら以外の者に対するSPCの株式の譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 当社ら以外の者による出資を認めることとなる新株又は新株予約権の発行その他 の方法による増資
 - (3) いずれかの構成員がSPCの株主でなくなるか又は代表企業の出資比率がSPC

の出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
並びに当社らの間でのＳＰＣの株式の譲渡、担保設定その他の処分

(4) 運営・維持管理期間中におけるＳＰＣの資本金の額を【●】円未満にする減資

5 SPCの資本金は、施設の供用開始までに_____円以上とし、運営・維持管理期間に渡って、これを維持し、貴市の事前の書面による承諾なくして当該資本金の額を【●】円未満にする減資をしないことを誓約する。

以上